

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	1-10
許認可等の種類	准看護師試験の受験資格			
根拠法令条例 等・条項	保健師助産師看護師法第22条第4号			
許認可等の概要	外国の看護師養成所を卒業した者等の受験資格の認定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令において判断基準が規定しつくされているため) (参考)</p> <p>保健師助産師看護師法施行規則第32条 法第22条第4号の規定により、准看護師試験の受験資格を認める基準は、同条第1号 又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者であること。</p> <p>法第22条 1 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者。 2 厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業 した者。 3(略) 4 外国の第5条に規定する業務に規定する業務に関する学校もしくは養成所を卒業し、 又は外国において看護師免許に相当する免許を受けたもののうち、前条第5号に該当しな い者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めた者。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 事案により調査を要する日数が特定できないため			
期間の制定根拠				